

日田市自治基本条例の
見直し等に関する提言

平成30年 1月31日

日田市自治基本条例見直し検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 条例改正の必要性について	1
3. 条例の運用にあたって	2
(1) 自治基本条例の市民への浸透活動	2
(2) 若者がまちづくりに携わり活躍できる社会の実現	2
(3) 子どもとともに進めるまちづくりの推進	2
(4) 職員の資質向上に向けた取組	3
(5) 参画と協働による成果の積極的な公表	3
(6) 市民の意識を市政に反映させる取組の充実	3
(7) 災害への備えに関する取組	3
(8) 他の自治体や各種団体と連携した取組の充実	4
4. おわりに	4
委員名簿	5
条例の見直しに関する経過	5

1. はじめに

地方分権の進展や多様化する住民ニーズなど社会環境の変化を背景として、「自己決定と自己責任の原則に基づく行政運営やまちづくり」と「市民が主役のまちづくり」を実現するため、日田市自治基本条例は、3年半にわたる議論と市民ワーキンググループをはじめとした多くの市民の参画により策定され、平成26年4月1日に本市における最高規範として施行された。

本条例は、日田市における自治の基本原則を明らかにし、まちづくりにおける市民の権利と責務、市議会や行政が担うそれぞれの役割を定めたものであり、その内容は常に時代や社会情勢の変化に沿っていることが求められる。このため、施行の日から4年を超えない期間ごとに市民参画による検証と見直しの検討を義務付けている。

日田市自治基本条例見直し検討委員会は、本条例の検証と見直しに関して行政に対して適切な措置を講じるよう提言するための機関として設置され、この間、本市を取り巻く社会経済情勢を勘案しつつ、市民の意見を踏まえて、それぞれの立場による経験と知見をもとにした広範な議論を進め、住民自治のあるべき姿を検討した。

このたび、本委員会として一定の結論に達したことから、条例第29条第1項に定める市民参画による日田市自治基本条の検証と検討の結果として、次のとおり必要な措置を講ずるよう提言するものである。

2. 条例改正の必要性について

本委員会による検討の結果、次の事項について条例の見直しが必要と判断する。

(地域課題)

第24条 市長等は、各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供に努めなければならない。

2 小規模集落（戸数の減少及び高齢化が著しい集落をいう。）等の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

3 市長等は、小規模集落等において市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

【検討の対象とした理由】

地域におけるコミュニティ機能を維持するため、各種団体等の役割と行政が支援することについて検討が必要と考える。

【提言の内容】

地域住民の理解を前提として、住民自治組織に対する公共的役割の移譲と行政による支援を明確にする規定を整備するよう求める。また、人材を確保できる仕組みの構築を求める。

【本委員会が想定する対応】

公共的役割の移譲と行政による支援を明確にする条例改正のほか、地域住民の理解を前提として、受け手となる組織づくりを進める。また、地域の各種団体と連携して効果的な組織運営に配慮した仕組みづくりを進める。

3. 条例の運用にあたって

本委員会における検討を進める過程で、条例の見直しを提言するには至らないものの、運用面での改善や取組の充実が必要との結論に至った項目について、次のとおり指摘する。

(1) 自治基本条例の市民への浸透活動

【検討の対象とした理由】

自治基本条例の市民への浸透は十分とは言えないと判断される。市民参画と協働によるまちづくりを推進するためには、条例の認知度を高める必要がある。また、次代を担う子どもに対して、まちづくりへの意識付けを行うことについても留意する必要がある。

【指摘の内容】

自治基本条例の市民への浸透を目的として、更なる取組の充実を求めるほか、次代を担う子どもに対する啓発の推進を求める。

【本委員会が想定する対応】

自治会や公民館等の活動と連携した周知活動を拡充するとともに、まちづくり集会など市民参画の場を積極的に提供する。また、子どもに対する教育活動を通じて、まちづくりの大切さを伝え、まちづくり活動への参加を促す。

(2) 若者がまちづくりに携わり活躍できる社会の実現

— 第8条関係 —

【検討の対象とした理由】

平成28年度に策定した第6次日田市総合計画では、「若者がまちづくりに携わり活躍できる社会の実現」を取組の基本方針としている。現行条例では第8条に子どもの権利等として規定されているものの、「若者の参画」に広げることについて検討が必要と考える。

【指摘の内容】

若者の意見を広く聴取し、若者のまちづくりへの参画につながる仕組みの構築を求める。

【本委員会が想定する対応】

若者の意見を集約するための集会などを開催して、若者が求める取組を研究するとともに、持続可能な仕組みを構築する。また、若者の活動拠点として施設等の活用を進める。

(3) 子どもとともに進めるまちづくりの推進

— 第8条関係 —

【検討の対象とした理由】

自治基本条例を市民に浸透させることは、まちづくり活動の根幹であり、次代を担う子どもへの啓発が必要と考える。

【指摘の内容】

次代を担う子どもに、まちづくりの大切さを伝え、まちづくりについて学ぶ機会を提供するよう求める。

【本委員会が想定する対応】

教育活動の一環として、子どもとその保護者に対してまちづくりの大切さを伝えることで、まちづくり活動への参加を促す取組を進める。

(4) 職員の資質向上に向けた取組

— 第 12 条関係 —

【検討の対象とした理由】

市民参画を進める上で市民と職員の信頼関係は重要と考える。また、職員自身が地域の住民として積極的にまちづくりに参画する必要があると考える。

【指摘の内容】

職員が市民としての活動にも積極的に参画し、地域の住民との信頼関係を築くよう、行政内部での研修をはじめとして意識改革に努めるよう求める。

【本委員会が想定する対応】

市民協働によるまちづくりや職員も地域の一員であることを意識し市民としての行動を喚起する取組を進める。

(5) 参画と協働による成果の積極的な公表

— 第 21 条関係 —

【検討の対象とした理由】

市民参画の一環として提案した意見等がどのような結果になったのかを確認できることは、自身の意見に対する責任の認識と次の参画への意欲につながるものと考えられる。

【指摘の内容】

市民参画の成果として集約された意見等が市政にどのような結果となったのかを伝える取組の実施を求める。

【本委員会が想定する対応】

市民の意見に基づいた施策の充実と意見に対する市の対応を伝える取組を拡充する。

(6) 市民の意識を市政に反映させる取組の充実

— 第 21 条関係 —

【検討の対象とした理由】

市民協働を進める上で、市民の意識や市民がまちづくりに求めていることなどを把握することが重要と考える。

【指摘の内容】

社会情勢によって変化する市民意識とその動向を把握し、市政に反映させる取組の充実を求める。

【本委員会が想定する対応】

市民意識の把握にあたって、動向を含めた分析ができるよう、意識調査を定期的を実施する。

(7) 災害への備えに関する取組

— 第 26 条関係 —

【検討の対象とした理由】

平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を教訓とした危機管理体制と市民や地域コミュニティの位置付けについて検討が必要と考える。また、山林の保全など減災につながる取組の充実が必要と考える。さらには、災害への備えとして避難所の見直しやハザードマップの充実を求める必要がある。

【指摘の内容】

災害時に対応できる行政組織を再構築するとともに、減災の取組を充実するよう求めるほか、防災士の養成や防災士間の連携を進め、自助と地域における共助の仕組みを浸透させる取組を求める。また、教訓を生かした避難所の見直しやハザードマップの充実を進めるよう求める。

【本委員会が想定する対応】

災害に柔軟に対応できる行政の体制を整えるとともに、自主防災組織の充実をはじめとして、防災士の養成や防災士間の連携を深める取組を進め、地域のコミュニティが取り組む先進事例を参考に「自助」「共助」「公助」の浸透に努める。また、山林の保全をはじめとする減災対策を関係機関と連携のうえ拡充するほか、被災時に明らかとなった教訓をもとに避難所の見直しやハザードマップの充実を進める。

(8) 他の自治体や各種団体と連携した取組の充実

— 第 28 条関係 —

【検討の対象とした理由】

活気のあるまちづくりの一環として観光振興などの取組を進める上で、筑後川流域の自治体をはじめとした関係自治体との連携が必要と考える。

【指摘の内容】

広域的課題の解決や活気あるまちづくりの推進にあたって、他の自治体や各種団体と連携した取組を進めるとともに SNS や報道機関等を通じた情報発信を積極的に進めるよう求める。

【本委員会が想定する対応】

県内の各種団体をはじめ、筑後川流域や福岡都市圏の各種団体と連携して、広域的課題の解決や活気あるまちづくりを推進するほか、SNS や報道機関等を通じた情報発信を積極的に進める。

4. おわりに

急激な人口減少と少子化、高齢化の進行に直面する本市においては、コミュニティの存続さえ危ぶまれる地域も増えつつある。このような中において「市民が主役のまちづくり」と将来にわたって安心して住み続けることのできるまちづくりは行政に課せられた使命となっている。

本提言が、市民参画と協働によるまちづくりと市民にとって「住んでいてよかった」と感じることができるまちづくりに寄与することを期待する。また、多くの人が魅力を感じ、郷里を離れても帰郷したいと思えるまちとなるよう、取組の一層の推進を希望する。

【日田市自治基本条例見直し検討委員会 委員名簿】

役 職	氏 名	所 属 等
委員 長	渡 邊 博 子	国立大学法人 大分大学 経済学部
副委員 長	岩 里 諫 夫	日田市自治会連合会
委 員	小野松 晋 一	社会福祉法人 日田市社会福祉協議会
”	伊 藤 正 昭	一般財団法人 日田市公民館運営事業団
”	原 田 宏 実	一般社団法人 日田青年会議所
”	伊 藤 初 美	ゆいとフレンズ
”	河 津 奈津子	NPO法人 ひたにわ
”	矢羽田 健 太	日田地域おこし協力隊
”	投 野 祐 二	日田市（企画振興部）

【 自治基本条例の見直しに関する取組の経過 】

年 月 日	取組の内容
平成 29 年 12 月 11 日	日田市自治基本条例見直し検討委員会委員委嘱式 第 1 回 日田市自治基本条例見直し検討委員会（検討方針について）
12 月 12 日	第 1 回 市民まちづくり集会（条例の検証）
12 月 18 日	第 2 回 日田市自治基本条例見直し検討委員会（条例の検証）
12 月 19 日	第 2 回 市民まちづくり集会（条例の検証）
12 月 20 日	条例の見直しに関する検討案パブリックコメントの実施 ～平成 30 年 1 月 19 日
平成 30 年 1 月 23 日	第 3 回 日田市自治基本条例見直し検討委員会 （条例の見直しの検討）
1 月 31 日	第 4 回 日田市自治基本条例見直し検討委員会（提言）